

事 務 連 絡
令和 4 年 1 月 2 5 日

各 都道府県 地域子ども・子育て支援事業担当部（局）

内閣府子ども・子育て本部参事官
（子ども・子育て支援担当）

地域子ども・子育て支援事業にかかる新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和 3 年度補正予算分）、ICT化推進事業（令和 3 年度補正予算分）に関するFAQについて

平素より、子ども・子育て支援の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、標記事項について、別添のとおりご連絡させていただきますので、ご了知いただくとともに、各都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）に周知していただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和3年度補正予算分）、ICT化推進事業（令和3年度補正予算分）に関するFAQ

（令和4年1月24日版）

No.	事業名	質問	回答
1	新型コロナウイルス感染症対策支援事業 ICT化推進事業	新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和3年度補正予算分）、ICT化推進事業（令和3年度補正予算分）は、いつからいつまでの期間に実施した事業が対象か。	新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和3年度補正予算分）（1）かかり増し経費・備品等購入費等及びICT化推進事業（令和3年度補正予算分）における補助は、令和3年12月1日から令和4年3月31日までの間に行う、職員への手当等の支給や物品等の購入等及びICT化の推進に資する機器等の整備に要する経費が対象となります。 新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和3年度補正予算分）（2）感染症対策のための改修における補助は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に行う、簡易な改修に要する経費が対象となります。 ※令和4年度（令和3年度からの本省繰越分）の取扱いはNo.23以降を参照ください。
2	新型コロナウイルス感染症対策支援事業	物品等を購入し、令和3年度中に納品されたが、支払が令和4年4月になった場合も令和3年度中の事業完了と見なされるのか。 また、令和3年3月分までの手当等の支給が令和4年4月になった場合も令和3年度中の事業完了と見なされるのか。	物品等の購入については、令和3年度中に納品されていれば、支払が令和4年4月になった場合も令和3年度中の事業完了と見なされます。 また、手当等の支給については、令和4年3月分までの業務に係る手当等であれば、支給が令和4年4月になった場合も令和3年度中の事業完了と見なされます。
3	新型コロナウイルス感染症対策支援事業 ICT化推進事業	地方負担分について、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用は可能か。	「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」において、交付金の交付の対象事業となっています。
4	新型コロナウイルス感染症対策支援事業 （1）かかり増し経費・備品等購入費等	新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和3年度補正予算分）について、備品購入等に対する経費とかかり増し経費等は、交付額をどのように配分すればよいか。	本事業は、事業所が感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供するための支援ですので、特に、職員に対する手当等の支給や物品等の購入支援に御活用いただくようお願いいたします。
5	新型コロナウイルス感染症対策支援事業 （1）かかり増し経費・備品等購入費等	新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和3年度補正予算分）のうち、かかり増し経費について、どのようなものが対象となるのか。	対象となるのは、以下のとおりです。 ・職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金 ・施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援 事業趣旨等を踏まえ、かかり増し経費により職員への手当を支給するなど、積極的にご活用いただきますようお願いいたします。
6	新型コロナウイルス感染症対策支援事業 （1）かかり増し経費・備品等購入費等	本事業で慰労金を支給することは可能か。	この事業において、慰労金は対象となりません。

No.	事業名	質問	回答
7	新型コロナウイルス感染症対策支援事業 (1) かかり増し経費・備品等購入費等	職員がPCR検査を自費で受けた場合、これに要した費用を支給することは可能か。 また、万が一職員が事業所に出動後に発熱した際に備え、事業所で医療用抗原検査キットを購入しておきたいが、対象経費として認められるか。	本事業については、No. 5でお示しのとおり、職員に対する手当等の支給などに御活用いただきたいと考えています。 PCR検査費用等については、職員の家族が濃厚接触者となるなど、やむを得ず事業所の負担で検査を受けることとなった場合（事業所が行政検査の対象とならない）等については、事業を継続的に実施していくために必要な経費として、その費用を補助対象とすることは差し支えありません。 また、医療用抗原検査キットについても、事業を継続的に実施していくために、必要な範囲であれば、その費用を補助対象とすることは差し支えありません。 なお、職員に症状がある場合には、速やかに医療機関を受診させるようにしてください。
8	新型コロナウイルス感染症対策支援事業 (1) かかり増し経費・備品等購入費等	かかり増し経費として手当等を支給する際、勤務時間外の業務でなければ対象経費とならないのか。	感染症対策に関する業務の実施として、通常よりもかかり増した手当等の支給であれば、勤務時間外に限るものではありません。 事業趣旨等を踏まえ、有効的にご活用いただきますようお願いいたします。
9	新型コロナウイルス感染症対策支援事業 (1) かかり増し経費・備品等購入費等	「通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当」などを支払う場合、必ず給与規程を変更し、新たな手当区分を創設しなければならないのか。 また、かかり増し経費を補助する場合において、施設に対してどのような書類を求めるべきか。	必ずしも給与規程の変更を行うことを求めるものではなく、感染症対策を行った職員に係る人件費に充ててください。その際、職員に支給方法や算定方法を周知するなど、透明性の確保にご留意ください。 かかり増し経費については、感染症対策として職員に支給したこと等がわかる書類が必要と考えられますが、業務負担軽減の観点からできる限り簡素化していただきたいと思います。（例：支払明細書のみ提出とし、いつ、どのような勤務をしたか等、詳細なものは求めない）
10	新型コロナウイルス感染症対策支援事業 (1) かかり増し経費・備品等購入費等	かかり増し経費の具体的内容として、「施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援」とあるが、事業所が物品を一括購入し、職員に配布した場合も補助対象になるのか。	職員個人が使用する物品を施設が一括購入し、配布した場合も補助対象として差し支えありません。
11	新型コロナウイルス感染症対策支援事業 (1) かかり増し経費・備品等購入費等	事業所の職員のワクチンの接種などに伴い、代替職員として非常勤職員を雇上げする必要がある場合の代替職員の賃金は補助対象になるのか。	勤務時間中のワクチン接種により、やむを得ず人員確保が必要な場合、事業を継続的に実施していくために必要な経費という観点から、かかり増し経費として、自治体において補助対象と判断することは差し支えありません。
12	新型コロナウイルス感染症対策支援事業 (1) かかり増し経費・備品等購入費等	かかり増し経費として職員への手当等を支給した場合に増額した法定福利費等の事業主負担分は、補助対象になるのか。	かかり増し経費として職員への手当等を支給したことにより増額した法定福利費等の事業主負担分は補助対象になります。
13	新型コロナウイルス感染症対策支援事業 (1) かかり増し経費・備品等購入費等	交付要綱別紙の3 基準額欄に「感染症対策計画の策定、職員の体調管理やCOCOAの活用等、感染拡大防止に努めること。」とあるが、「COCOA」とは何か。 また、「感染症対策計画の策定」について、具体的にどのようなものを策定すればよいのか。	「COCOA」は、新型コロナウイルス接触確認アプリです。詳細は、厚生労働省HPをご参照ください。 また、「感染症対策計画の策定」については、新たな計画を策定する必要があるわけではなく、各事業所において既に作成している計画等に、新型コロナウイルス感染症に関する事項を追加するなどによりご対応ください。
14	新型コロナウイルス感染症対策支援事業 (1) かかり増し経費・備品等購入費等	交付要綱別紙の3 基準額欄に「感染症対策計画の策定、職員の体調管理やCOCOAの活用等、感染拡大防止に努めること。」とあるが、交付にあたり、事業所の対応状況を確認する必要はあるか。	交付にあたり、資料の提出を求めることは必要ありませんが、事業所における対応状況について、任意の方法でご確認ください。

No.	事業名	質問	回答
15	新型コロナウイルス感染症対策支援事業 (1) かかり増し経費・備品等購入費等	延長保育事業の補助単価の適用にあたっては、いつ時点の定員で判断すれば良いのか。また、定員の考え方は。	令和3年度補正予算分においては、事業を実施する保育所等の令和3年12月1日時点の利用定員となります。 例えば、延長保育事業を実施する保育所等の利用定員が20人以上59人以下となる場合、延長保育事業の利用定員も同様に20人以上59人以下となり、補助基準額は200,000円となります。 なお、新設の保育所等が延長保育事業を実施する場合は、新規開所日時点の「利用定員」により、補助基準額を算出することになります。
16	新型コロナウイルス感染症対策支援事業 (1) かかり増し経費・備品等購入費等	放課後児童健全育成事業の補助単価の適用にあたっては、いつ時点の定員で判断すれば良いのか。また、定員の考え方は。	令和3年度補正予算分においては、令和3年12月1日時点の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第14条第5号の「利用定員」により、補助基準額を算出することになります。 なお、新設の放課後児童クラブの場合は、新規開所日時点の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第14条第5号の「利用定員」により、補助基準額を算出することになります。
17	新型コロナウイルス感染症対策支援事業 (1) かかり増し経費・備品等購入費等	放課後児童健全育成事業について、利用定員を定めていない場合、補助基準額をどのように算出すればよいか。	児童福祉法第34条の8第2項の規定により、国、都道府県及び市町村以外の者は、あらかじめ、「利用定員」等の重要事項を定めた運営規程等を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うこととなりますので、仮に「利用定員」を定めていない放課後児童クラブの場合の補助基準額は、「利用定員19人以下」の補助基準額を設定することとなります。
18	新型コロナウイルス感染症対策支援事業 (2) 感染症対策のための改修	感染症対策のための改修は、どのような事業が対象となるか。	感染症対策のために必要なトイレの乾式化、非接触型の蛇口の設置等の簡易な改修を想定しています。
19	新型コロナウイルス感染症対策支援事業	(1) かかり増し経費・備品等購入等と、(2) 感染症対策のための改修は、どちらも交付申請出来るか。	(1) かかり増し経費・備品等購入費等と(2) 感染症対策のための改修をどちらも行っている場合、それぞれ申請が可能です。
20	ICT化推進事業	ICT化推進事業はどのような経費が対象になるのか。	連絡帳の電子化にかかる費用や、オンラインを活用した会議、研修や相談支援に必要なタブレットの購入、ライセンス料などICT化の推進に資する機器等の整備に要する経費（導入にかかる経費）が対象になります。
21	新型コロナウイルス感染症対策支援事業 ICT化推進事業	令和2年度以前に行った職員への手当等の支給や物品等の購入等及び簡易な改修、ICT化の推進に資する機器等の整備は本事業の補助対象となるのか。	本事業の補助対象は、令和3年度に支出するものが対象であり、令和2年度以前に支出したものについては補助対象になりません。
22	新型コロナウイルス感染症対策支援事業 (1) かかり増し経費・備品等購入費等	事業所において、令和3年度に令和2年度からの繰越分（令和2年度第3次補正予算分）の交付決定を受けたが、令和3年度補正予算分を改めて交付申請できるか。	令和3年度に令和2年度からの繰越分（令和2年度第3次補正予算分）の交付決定を受けた場合、補助金の対象経費の内容が重複していなければ、令和3年度補正予算分を改めて交付申請することが可能です。

No.	事業名	質問	回答
23	新型コロナウイルス感染症 対策支援事業 ICT化推進事業	この事業は令和3年度予算であるが、令和4年度にもこの予算は活用できるようになるのか。また、令和3年度に交付決定を受けたものを令和4年度に交付申請できるのか。	<p>本事業は、令和3年度に実施する新型コロナウイルス感染症対策支援事業及び、ICT化推進事業ですので、令和3年度の事業実施にご活用ください。</p> <p>ただし、年度内の交付申請手続きが困難な場合は、令和4年度においてもこの予算が活用できるように、内閣府において予算の繰り越し（本省繰越）を行います。本事業は繰越明許費の対象事業のため、翌債及び明許繰越の対象になっています。</p> <p>なお、交付申請にあたっては、以下の点にご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度に行う予定の事業については、令和4年度の交付要綱に基づき、令和4年度予算分（令和3年度からの繰越分）として交付申請を行ってください。 ・原則、令和3年度中に物品等の購入や、感染症対策のための改修を行い、令和3年度予算分として交付申請を行うもの（地方繰越を行わないもの）は、令和3年度末までに物品等の受領や、改修を完了するものを申請してください。 ・令和3年度中に物品等の購入や、感染症対策のための改修を行い、令和3年度予算分として交付申請を行ったが、やむを得ない理由により物品の受領や改修の終了及び支払いが令和4年度になる場合には、必ず地方繰越の手続きを行ってください。 ・令和3年度中の職員への手当等の支給に係る交付申請は、令和3年度予算分として行ってください。地方繰越はできません。 <p>※令和3年度に新型コロナウイルス感染症対策支援事業（1）かかり増し経費・備品等購入費等の補助基準額全額の交付決定を受けた場合は、令和4年度の交付要綱に基づく令和3年度からの繰越分にかかる（1）かかり増し経費・備品等購入費等の交付申請はできません。</p> <p>※令和3年度に新型コロナウイルス感染症対策支援事業（2）感染症対策のための改修の交付決定を受けた場合は、令和4年度の交付要綱に基づく令和3年度からの繰越分にかかる（2）感染症対策のための改修の申請はできません。</p>

No.	事業名	質問	回答
24	新型コロナウイルス感染症対策支援事業 (1) かかり増し経費・備品等購入費等	事業所において、令和3年度に事業を一部実施（令和3年度における手当等の支給）し、令和4年度にも事業を実施（令和4年度における手当等の支給）する予定である。令和4年度において、事業所が自治体に対し、補助金の交付を申請できる金額はいくらまでか。	令和4年度に補助金の交付を申請できる金額の上限は、補助基準額（定員区分ごとの単価または1か所あたりの単価）から、令和3年度に令和3年度補正予算分として交付決定された金額（国負担分1/3と都道府県負担1/3，市町村負担1/3の合計）を差し引いた額までとなります。 (例) 定員40人の放課後児童健全育成事業所の場合 ・補助基準額 40万円 (a) ・令和3年度（令和3年度補正予算分） 交付決定額 30万円 (b) （国（1/3）：10万円 都道府県、市町村（2/3）：20万円） ・令和3年度（令和3年度補正予算分） 実支出額 10万円 (c) ○令和4年度（令和3年度からの繰越分） 交付申請額の上限 10万円 （40万円 (a) - 30万円 (b) = 10万円） ※差し引く金額は、令和3年度（令和3年度補正予算分）の交付決定額であり、令和3年度（令和3年度補正予算分）の確定額（実際の支出額）ではありません。 このため、令和3年度（令和3年度補正予算分）の交付申請にあたっては、令和3年度に必要な経費を精査の上、申請してください。
25	新型コロナウイルス感染症対策支援事業 (1) かかり増し経費・備品等購入費等	代替職員の確保や濃厚接触者となった職員のために行う自費検査等の費用について、既存の補助金の活用は可能か。	NO.7で考え方をお示ししていますが、新型コロナウイルス感染症対策支援事業（1）かかり増し経費・備品等購入費等は、事業所において事業を継続的に実施するために必要な経費として、以下の利用目的に係る費用なども対象にしていますので、必要に応じて御活用ください。 ・事業所において代替職員の確保に必要な経費 ・行政検査の対象とならず、やむを得ず事業所の負担で職員がPCR検査等の検査を受けた際に要した経費 ・地域における社会機能の維持のために必要な場合に、諸条件の下に、濃厚接触者とされた社会維持機能者について、10日を待たず、待機を解除する取扱いを実施する場合の事業者が費用負担した検査経費 ・職員が出勤後に発熱した場合に備えるなど、必要な範囲で事業所が医療用抗原検査キットを購入する経費（自治体による一括購入による配布やそのための備蓄を含む。） ・その他自治体が事業の継続に必要な経費として認めるもの（他の補助制度の活用ができないもの）